

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月14日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第12号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
学校	障害種別	部、科	学科	学校	障害種別	部、科	学科
略				略			
佐賀県立ろう学校	聴覚障害	略		佐賀県立ろう学校	聴覚障害	略	
		高等部	産業工芸科、被服科、 <u>理容科</u>			高等部	産業工芸科、被服科
略				略			

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。